

令和8年第4回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
可決（ 9 ）

日程第6

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
可決（ 7 ）

日程第7

議案第19号 令和8年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
可決（ 2 ）

日程第8

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農
用地利用集積等促進計画の意見決定について
可決（ 51 ）

令和8年第4回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 4月28日（火曜日）1日間
2. 場 所 三股町役場4階第1会議室
時 間 9時00分開会
3. 会期日程 4月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員	兒玉 道郎
農地利用最適化推進委員	大脇 辰美

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局	局 長
事務局	局長補佐
事務局	係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第4回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の大脇委員と兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域についての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さん、4番委員の中石均さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計32件73筆70,168㎡、うち田が45筆43,284㎡、畑が28筆26,884㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が2頁17番から4頁31番、機構法による合意解約が5頁18番から9頁34番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第8号使用貸借契約の

合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第8号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆378㎡、うち田が1筆378㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が11頁4番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計11件24筆14,379㎡、うち田が19筆10,577㎡、畑が5筆3,802㎡でございますが、受付番号30番と31番につきましては取り下げになりましたので、合計9件22筆12,494㎡、うち田が19筆10,577㎡、畑が3筆1,917㎡になります。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料13頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号23番、受付年月日：令和8年3月30日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地 長田字中川原571番外1筆、地目：田、1,211㎡、親戚間による所有権移転（贈与）となっております。受人は、長田地区で水稲、露地野菜を作付けされており、農業歴40年です。農機具はトラクター、自走式草刈機、脱穀機等を所有されています。労働力は1名です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号23番につきましては、私の方から説明致します。4月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人と渡人は親戚同士であり、贈与による所有権移転であります。申請地は以前から受人の父親が耕作されており、今回財産管理等をするにあたり、従弟である渡人が名義である事が分かり今回の申請に至った所であります。受人は梶山地区に住まいで、水稲、露地野菜などを中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作、管理しており、機械能力、農作業に従事する家族は1名ですが、近くに義理の兄が

住んでおり、耕作作業の応援を頼んでおります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

こちらの件について、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします

事務局

受付番号 24 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 31 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字早馬下 5406 番 1、他 6 筆、地目：田、合わせて 5,263 m²、親子間による所有権移転（贈与）となっております。受人は、以前から父親所有農地について、水稻作付けをされており、トラクター、コンバイン、田植機等を所有、農業歴を 5 年です。労働力は 1 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 24 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。親子間の贈与という事ではありますが、渡人が生存しているうちに子供である受人に生前贈与したいとの相談があり、今回の申請に至ったところでもあります。受人は町内住まいで、父親の手伝いという形で農作業に従事されております。水稻を中心に自家の販売米を毎年作られております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は 1 名ですが、田植等は家族総出で行っている様です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。贈与による所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 25 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字走持 5751 番 2 他 4 筆、地目：田、合わせて 2,548 m²、渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。受人は家族・知人と 6 名で、父親名義の農地にて水稻を作付けされており、農業歴は 20 年です。農機具はトラクター、田植機、バインダー等を所有されております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 25 番は 4 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は日南市に住んでおりますが、実家が大野地区にあり、仕事が休みの時や週末など水稻を中心に農業経営を行っております。今回の申請地近くに親の農地を耕作しており、受人の子供や孫達と一緒に農作業をしており、ほとんどの水稻を掛け干し水稻をされております。農地は全て耕作されており、機械能力があり、農作業に従事する家族は 6 名です。状況から見ても効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 26 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字秋丸 6254 番他 3、地目：田、378 m²、受人の増反による所有権移転（贈与）となっております。受人の農業歴は 25 年農業で、奥様と息子さん 3 人で長田地区にて水稻を耕作されております、農機具はトラクター、コンバイン、田植機を所有されております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 26 番につきましては、4 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は仮屋地区に住んでいて水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は 3 名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 27 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字牧野 4410 番 2、地目：畑、506 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、都城市と奥様の実家のある長田地区にて水稻、里芋、生姜を作付けされおり、農業歴は 40 年です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機等を所有されています。労働力は 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 27 番につきましては、4 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市梅北町に住んでおりますが、奥さんが仮屋地区出身で以前から申請地の奥の農地で水稻栽培をしてきましたが、進入路が無い為、申請地を通してもらっていた所です。渡人に譲ってもらえる事になり、今回の申請をしました。水稻と里芋、生姜を中心に農業経営を行っております。以前、奥様のお父さんが仮屋地区で乾燥業を行っていて、そ

の倉庫にトラクターやコンバインなどの農機具があり、その倉庫は申請地から400mの位置にあります。農作業に従事する家族は2名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 28 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字八谷 1756 番 1 他 2 筆、地目：田、合わせて 999 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、樺山地区にて水稻を作付けされ、農業歴は 50 年です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を所有されています。労働力は、長男と 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号 28 番につきましては、4 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は中米地区に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。トラクター、コンバイン、田植機を保有され、農作業に従事する家族は 2 名です。通作距離も 2 キロで、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 29 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 餅原字的場 471 番、地目：畑、880 m²、親子間の贈与による所有権移転となっております。受人の営農計画書の提出があり、申請農地にて「食用甘藷（べにはるか）」の作付けを計画されており、苗や肥料は JA から購入し、草刈機、耕運機はリースにて、噴霧器は実家所有のものを使用されます。労働力は家族 4 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 29 番につきましては、4 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人及び渡人は都城市に在住で親子間による贈与で所有権移転となります。申請地には甘藷の栽培をされる予定です。農作業に従事する家族は 4 名です。尚、現在申請地の管理は〇〇さんの方でされているとの事です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 32 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地 樺山字大工原 3144 番 2、地目：畑、531 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、町内にて露地野菜の作付けをされ、農業歴は 31 年です。農機具は、トラクター等を所有され、労働力は奥さんと 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 32 番につきましては、4 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は申請地近くに住まいで、申請地には夫婦で農地管理しながら家庭菜園を計画したいとの事です。機械能力、トラクター等を所有で、農作業に従事する家族は 2 名です。譲渡人とは兄弟関係にあり、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 33 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字中島 275 番 1、地目：田、178 m²、渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。受人は、町内にて農業を営まれており、自宅近くの農地の所有者から農業廃止の相談を受け、水稻作付けを目的に所有権移転を希望されています。受人の農業歴は 56 年です。農機具は、トラクター、ホイロローダー等を所有され、労働力は子供と 3 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 33 番につきましては、4 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は申請地の近くに住まいでその隣に牛舎、倉庫などがあります。長年酪農をされて、ここ数年は和牛繁殖農家として主に夫婦二人で農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力はトラクター、自走式モア草刈機、ホイロローダーなど所有で、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るための所有権の移転です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号23番から29番、32番、33番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号23番から29番、32番、33番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計7件10筆4035.4㎡、田が3筆685.4㎡、畑が7筆3,350㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料17頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号12番、受付年月日：令和8年4月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀4672番320、登記地目：畑、面積：382㎡です。権利の内容と致しましては、受人は渡人の息子さんとなりますので使用貸借権の設定となっております。転用目的は一般個人住宅敷地、資金計画は借入になります。尚、今回の申請におきましては、渡人の父母が作ったとみられるカーポートが既に設置されていたので、渡人から始末書が提出されております。農地の立地基準と致しましては、農地は第1種低層住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号12番は4月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。

場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は譲渡人の息子であり、現在社宅に住んでいますが、手狭になったため新居を建設することになり、母の農地を使用貸借し建築するものでございます。汚水は公共下水道へ接続し、雨水は北西の側溝へ接続します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 13 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田 18 番地 10、地目：畑、面積：778 m²です。売買による所有権移転となります。転用目的は住宅分譲（3 区）、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地つきましては準工業地域にある農地で農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、立地基準を満たしており、また一般基準も特に問題ないため許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 13 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人は令和 7 年に本件農地を相続しましたが、遠方に居住しており申請地の管理耕作が難しく売却を考えておりました。譲受人は事業拡大を目指していて、申請地付近で売買物件を探していたところ、譲渡人より売却の話があり、今回 3 区画に分譲するものであります。生活排水については新設污水管を經由し既存公共下水道へ接続し、雨水については集水後、既設側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 14 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇

○、申請地：樺山字榎堀 4640 番地 14、地目：畑、面積：325 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地につきましては第 1 種住居区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 14 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、世帯人数の増加に伴い手狭となったため、自己の居住用住宅の建設を計画していたところ、本申請地が住宅用地として最適であると判断し取得に至ったものであります。生活排水は公共下水道に接続し、雨水については宅内枡を設置し南側既設側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 15 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇
○、申請地：樺山字塚原 4185 番地 18、地目：田、面積：336 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地につきましては第 1 種住居区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 15 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在賃貸住宅に居住しているが、家族が増えるため手狭となったため、住宅の建設地を探していた所、申請地が住宅環境に最適と考え、申請地を購入し一般個人住宅を建設するものである。汚水、生活排水は公共下水道に接続し、雨水については宅内枡から西側町道側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 16 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字塚原 4185 番地 11、外 1 筆、地目：田、面積：349.4 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地につきましては第 1 種住居区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 16 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は受付番号 15 番の北側に隣接しており、譲受人は賃貸住宅に居住して、家族が増えるため手狭となったため、新たに申請地を購入し一般個人住宅を建設するものでございます。汚水、生活排水は公共下水道に接続し、雨水については宅内枡から西側町道側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 17 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原 4841 番地 11、外 1 筆、地目：畑、面積：418 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟と通路、資金計画は借入となっております。こちらの農地につきましては第 1 種住居区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 17 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、家族が増えるため手狭となったため、新たに申請地を購入し一般個人住宅を建設するものであります。汚水、生活排水は公共下水道に接続し、雨水については宅内枡から南側町道側溝へ接続するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番、受付年月日：令和 8 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城番地 2775 番 1、外 1 筆、地目：畑、面積：1,447 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は貸家 3 棟、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては農地法施行規則第 4 4 条第 2 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 18 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は建設業、不動産賃貸業を営んでおり、今回は事業拡大を行うため候補地を探していた所、譲渡人から売却の話があり譲受人である法人の代表の自宅が隣接していることから管理が容易であると考え、3 棟の貸家を建築するものでございます。汚水、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水については雨水枡を設置し道路側溝へ排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号12番から18番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号12番から18番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案第19号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第19号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が14頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第19号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第19号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利

用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 6 件 8 筆 7,436 m²、うち田が 4 筆 3,682 m²、畑が 4 筆 3,754 m²でございます。利用権設定につきまして合計 45 件 77 筆 60,927 m²、うち田が 68 筆 53,071 m²、畑が 9 筆 7,856 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 2 2 頁 25 番から 30 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 2 3 頁 144 番から 3 0 頁 188 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 2 0 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 2 2 頁 25 番から 30 番まで、利用権設定に関する総会資料 2 3 頁 144 番から 3 0 頁 188 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 2 0 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。3 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 4 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時